

5月は収納強化月間です

夜間・休日納付相談窓口を 開設します

市税や国民健康保険料、水道料金、下水道使用料、保育料は市民の皆さんに行政サービスを提供するための貴重な財源です。遅滞なく納期限までに納めましょう。

なお、納付にお困りの方は、収入状況などそれぞれの事情をお聞きし、分割納付をはじめ納付計画の相談に応じますので、早めに相談してください。

○日時 夜間窓口 5月18日(火)・19日(水)・20日(木) 午後5時30分～8時

休日窓口 5月30日(日) 午前9時～正午

電話での相談を希望する方は、市役所本庁(☎23局4111)に電話をして、「○○料(税)の相談をしたい」と申し出てください。

○相談や支払いができるもの

種類	相談・支払窓口	担当係
市税	市役所本庁1階14番窓口	税務課納税係
国民健康保険料	市役所本庁1階7番窓口	健康推進課国保係
水道料金、下水道使用料	市役所水道庁舎3階12番窓口	業務課給水営業係
保育料	市役所本庁1階12番窓口	子ども課保育係

市は、市税などを滞納している方に、督促状や催告書を送付したり、自宅を訪問したりするなどして、自主納付や納付相談を呼びかけています。

それでも、

○支払いや相談がなかった場合

○相談の際の納付約束が守られなかった場合

(やむを得ない理由があり、その旨連絡していただいた場合を除く)

これらの場合は、市税などの公平な負担や債権確保の観点から、法令に基づき滞納者の財産の差し押さえや、国民健康保険の資格・給付制限(短期被保険証や被保険者資格証明書の交付)、水道の給水停止などの強制的な措置を行っています。

問合せ先 市税務課納税係

固定資産税第1期・軽自動車税・自動車税

納期限は **5月31日(月)**です

納税通知書が届かない場合や、やむを得ない理由で納期限までの納付が困難な場合は、お問い合わせください。

問合せ先 固定資産税と軽自動車税は、市税務課納税係

自動車税は、空知総合振興局納税課(8西5) ☎20局0055